

徳島県告示第十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年十月三日次の事務を一般社団法人大学支援機構に委託した。

令和五年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

世代を超えて開かれつなぐる社会教育推進事業に係る寄附金の収納の事務